

第2章 法律の対象

フロン排出抑制法の対象となる物及び者について、以下のとおり解説する。

1. フロン類

法第2条 この法律において「フロン類」とは、クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）第2条第1項に規定する特定物質であるもの並びに地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項第4号に掲げる物質をいう。

フロン類の種類

施行規則

第1条

3 フロン類の種類は、国際標準化機構の規格817等に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める種類とする。ただし、次項、第8条、第9条、第41条（第44条において準用する場合を含む。）、第49条、第51条、第52条、第72条、第75条、様式第1、様式第3、様式第4及び様式第8においては、クロロフルオロカーボン、ハイドロクロロフルオロカーボン及びハイドロフルオロカーボンとする。

【概要】

フロン排出抑制法が対象とする「フロン類」とは、①オゾン層を破壊し、かつ、温室効果の非常に高いフロン（CFC（クロロフルオロカーボン）及びHCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）のうち、オゾン層保護法で特定物質として規制されている物質）及び②オゾン層は破壊しないものの、温室効果の非常に高いフロン（HFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）のうち、地球温暖化対策推進法において温室効果ガスとして規制されている物質）である。

これらのフロン類の具体的な物質名は、第9章 p.112 のとおりである。また、特にことわりのない限り、本手引きにおいて「フロン類の種類」とは、「冷媒番号別の種類」であり、国際標準化機構（ISO）の規格817等に基づき、環境大臣・経済産業大臣が告示で定めるものである（第9章 p.113 参照）。

2. 第一種特定製品

法第2条

3 この法律において「第一種特定製品」とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。）であって、冷媒としてフロン類が充填されているもの（第二種特定製品を除く。）をいう。

一 エアコンディショナー

二 冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）

4 この法律において「第二種特定製品」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）第2条第8項に規定する特定エアコンディショナーをいう。

5 この法律において「特定製品」とは、第一種特定製品及び第二種特定製品をいう。

【概要】

第一種特定製品とは、業務用のエアコンディショナー及び冷蔵冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）であって、冷媒としてフロン類が充填されているもの（第二種特定製品を除く。）をいう。

上記の定義をそれぞれの要素に整理すると、以下の①～③のすべてに当てはまる機器のことを指す。

①フロン類を冷媒とするエアコンディショナー又は冷凍冷蔵機器（冷凍冷蔵機能を有する自動販売機を含む。）である。

②業務用として製造・販売された機器である。

③第二種特定製品ではない。

【解説】

① フロン類を冷媒とするエアコンディショナー又は冷凍冷蔵機器

フロン類とは、1. で記述したとおりであり、NH₃（アンモニア）、CO₂（二酸化炭素）、水、空気、HFO（ハイドロフルオロオレフィン）など、“フロン類以外”を冷媒として使用している業務用冷凍空調機器（ノンフロン機器）は、第一種特定製品には該当しない。

法第2条第3項における「冷媒としてフロン類が充填されているものをいう。」とは、冷媒としてフロン類以外のものが充填されるものと区別する趣旨であって、第一種特定製品を現にフロン類が充填されているものに限定し、フロン類の充填前又は回収後のものを除く趣旨ではない。

また、エアコンディショナーと冷凍冷蔵機器のそれぞれの基本的な考え方は以下の表2のとおりである。また、日本標準商品分類における分類（表5参照）を参考に判断する。それでもなお、判断に迷う場合は、当該機器の製造業者に確認する。

表 2 エアコンディショナーと冷凍冷蔵機器の考え方

分類	考え方
エアコンディショナー	対象とする「空間」の空気の温度、湿度、流量、清浄度等を調整するための機器 （労働環境の維持や居住空間の快適性のための「保健空調（対人空調）」と、物品の品質管理・保持や動植物の生育環境の維持等を目的として当該物品・動植物が存在する空間の空気を調整する「産業空調」が含まれる。）

冷凍冷蔵機器	物品の冷却、凍結、乾燥等の品質管理・保持等を目的として、対象となる「物品」の温度・湿度等を調整するための機器
--------	--

② 業務用として製造・販売された機器

業務用として製造・販売された機器とは、一般消費者が日常生活に使用するために製造・販売された機器以外の機器をいう。

使用等する機器が「業務用の機器」であるかどうかは、使用場所や使用用途ではなく、「その機器が業務用として製造・販売されたかどうか」で判断される。例えば、一般住居で使用されている“業務用として製造、販売された機器”は第一種特定製品に該当し、オフィスで使用されている“家庭用として製造、販売された機器”は、第一種特定製品に該当しない。

なお、家庭用のエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器については、家電リサイクル法の対象となる。(詳細は第8章6.(2) p.106 を参照)

表 3 業務用の機器と家庭用の機器との見分け方

<p>① 室外機の銘板、シールを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 14 年4月(フロン回収・破壊法の施行)以降に販売された業務用冷凍空調機器には表示義務があり、第一種特定製品であること、フロン類の種類、量等が記載されている。 ・ それ以前に販売された業務用冷凍空調機器についても、業界の取組等により、表示(シールの貼付)が行われていることもある。 <p>② 機器のメーカーや販売店に問い合わせし、確認する。</p>	など
--	----

③ 第二種特定製品

第二種特定製品とは、自動車(自動車リサイクル法の対象のものに限る。)に搭載されたエアコンディショナーのうち、乗車のために設備された場所の冷暖房の用に供するものをいう。第二種特定製品に当たる場合は、その機器が業務用であったとしても、第一種特定製品には該当しない。

したがって、自動車リサイクル法が適用されない大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引車等については、乗員のための空調設備(カーエアコン)であっても第二種特定製品に該当しない。そのため、当該空調設備は、業務用であって冷媒としてフロン類が使用されている場合、第一種特定製品に該当する。カーエアコンが搭載されている自動車が自動車リサイクル法の対象に当たるかどうかについては、第8章6.(1) p.106 を参照。

また、冷凍・冷蔵車の荷室部分の冷蔵・冷凍ユニットは、業務用であって冷媒としてフロン類が使用されている場合、第一種特定製品に該当するため、注意が必要である。

表4 <参考>使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第 87 号)(抄)

<p>第2条 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第2条第2項に規定する自動車(次に掲げるものを除く。)をいう。</p> <p>一 被けん引車(道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。以下この項において同じ。)</p> <p>二 道路運送車両法第3条に規定する小型自動車及び軽自動車(被けん引車を除く。)であって、二輪のもの(側車付きのものを含む。)</p> <p>三 道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車(被けん引車を除く。)</p>

四	前三号に掲げるもののほか政令で定める自動車
2～7	(略)
8	この法律において「特定エアコンディショナー」とは、自動車に搭載されているエアコンディショナー(車両のうち乗車のために設備された場所の冷房の用に供するものに限る。以下同じ。)であつて、冷媒としてフロン類が充填されているものをいう。
9～17	(略)

エアコンディショナー並びに冷蔵機器及び冷凍機器にそれぞれ分類されている機器については、日本標準商品分類の大分類6： 中分類 56 冷凍機、冷凍応用製品及び装置を基本にして、以下のように分類する。

表5 第一種特定製品の種類

分類番号	商品名
(1) エアコンディショナー	
562119	自動車用エアコンディショナー(自動車リサイクル法の対象の製品を除く) ・道路運送車両法第3条に規定する小型自動車又は軽自動車であつて、二輪車のもの(側車付きのものを含む) ・道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車 ・被けん引車
56212	鉄道車両用エアコンディショナー
56213	航空機用エアコンディショナー
56219	その他輸送機械用エアコンディショナー
5622	ユニット形エアコンディショナー
5623	除湿機
562411	圧縮式空気調和用リキッドチリングユニット(遠心式、容積圧縮式)
5629	その他の空気調和機
5651	空気調和装置(クリーンルーム等)
(2) 冷蔵機器及び冷凍機器	
5612	コンデンスユニット
5631	冷凍冷蔵庫、冷蔵庫及び冷凍庫
5632	ショーケース(内蔵型ショーケース、別置型ショーケース)
5633	飲料用冷水器及び氷菓子装置(冷水機、ビール・ソーダディスペンサ、ソフトアイスクリームフリーザ等)
5634	製氷機
5635	輸送用冷凍・冷蔵ユニット
5636	定置式冷凍・冷蔵ユニット
56371	冷凍冷蔵リキッドチリングユニット(遠心式冷凍機・スクリュー冷凍機等)
56372	ユニットクーラー(ブライン、直膨)
5639	その他冷凍冷蔵機器
5641	ヒートポンプ式給湯器
5652	冷凍冷蔵装置(倉庫用・凍結用・原乳用等)
5659	その他冷凍機応用装置
58111	飲料自動販売機
58112	食品自動販売機
84481	ワゴン(搬送車)

第一種特定製品の設置が想定される場所別の機器種類の例は次のとおりである。

表 6 第一種特定製品の設置場所別の種類の例

設置場所		機器種類の例
スーパー、百貨店、 コンビニエンスストア	全 体	パッケージエアコン(ビル用マルチエアコン) ターボ冷凍機、スクリーン冷凍機 チラー、自動販売機 冷水機(プレッシャー型)、製氷機
	食品売り場	ショーケース 酒類・飲料用ショーケース 業務用冷凍冷蔵庫
	バックヤード	プレハブ冷蔵庫(冷凍冷蔵ユニット)
	生花売り場	フラワーショーケース
公共施設	オフィスビル	パッケージエアコン(ビル用マルチエアコン)
	各種ホール	ターボ冷凍機、スクリーン冷凍機
	役所	チラー、自動販売機 冷水機(プレッシャー型)、製氷機、給茶機
レストラン、飲食店、 各種小売店	魚屋、肉屋、 果物屋、食料品、 薬局、花屋	店舗用パッケージエアコン 自動販売機 業務用冷凍冷蔵庫 酒類・飲料用ショーケース すしネタケース 活魚水槽 製氷機、卓上型冷水機 アイスクリーマー ビールサーバー
工場、倉庫等	工場、倉庫	設備用パッケージエアコン ターボ冷凍機、スクリーン冷凍機 チラー、スポットクーラー クリーンルーム用パッケージエアコン 業務用除湿機 研究用特殊機器(恒温恒湿器、冷熱衝撃装置など) ビニールハウス(ハウス用空調機(GHPを含む))
学校等	学校、病院	パッケージエアコン(GHP含む) チラー 業務用冷凍冷蔵庫 自動販売機 冷水機 製氷機 病院用特殊機器(検査器、血液保存庫など)
運輸機械	鉄道	鉄道車両用空調機
		地下鉄車両用空調機
		地下鉄構内(空調機器(ターボ冷凍機など))
	船舶	船舶用エアコン、鮮魚冷凍庫(スクリーン冷凍機など)
航空機	航空機用空調機	
自動車	冷凍車の貨物室、大型特殊自動車、小型特殊自動車、 被牽引車	

3. 管理者

法第2条

8 この法律においてフロン類使用製品について「使用等」とは、次に掲げる行為をいい、「管理者」とは、フロン類使用製品の所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する責任を有する者をいう。

- 一 フロン類使用製品を使用すること。
- 二 フロン類使用製品をフロン類使用製品の整備を行う者に整備させること。
- 三 フロン類使用製品を廃棄すること又はフロン類使用製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として有償若しくは無償で譲渡すること(以下「廃棄等」という。)

【概要】

「管理者」(フロン類使用製品の所有者その他使用、整備発注及び廃棄等を管理する責任を有する者)とは、「機器からのフロン類の漏えいに実質的な責任を持ち、漏えい抑制のために必要な行動(費用の負担の判断等)をとることができる者」である。具体的には、製品の所有者その他適切な点検・修理等を行うことができる整備者を選択すること、整備者に対し適切な点検・修理等を行うよう指示すること、それらに必要な費用や体制の手当の判断をすること等を行える者を指す。また、法人として所有する機器については、当該法人が「管理者」となる。

「管理者の判断基準」の遵守など第一種特定製品の管理者として実施すべき措置の詳細については、別途作成する「第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き」を参照されたい。

【解説】

(1) 管理者

管理者の基本的な考え方は次のとおりである。

原則として、当該製品の所有権を有する者(所有者)が管理者となる。

ただし、例外として、契約書等の書面において、保守・修繕の責務を所有者以外が負うこととされているリース契約等の場合は、その責務を負う者が管理者となる。

※保守点検、メンテナンス等の管理業務を委託している場合は、当該委託を行うことが保守・修繕の責務の遂行であるため、委託元が管理者に当たる。

※所有者と使用者のどちらが管理者に当たるか不明確な場合は、まず、現在の契約を所有者と使用者の間で相互に確認し、管理者がどちらに該当するのかを明確にすることが必要となる。

(2) 例外に該当する事例

例外に当たる具体的な事例として、リース及び割賦販売等がある。既に以下のような内容を含む契約等を締結している場合には、管理者の責務は使用者にあると考えられる。

表 7 機器の使用者(乙)が管理者とされている例

乙は、物件が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つように保守、点検及び整備を行うものとし、当該機器が損傷等したときには、整備者に対し適切な点検・修理等を行うよう指示し、それらに必要な費用や体制の手当の判断をすることの責任を担います。この場合、甲(所有者)は何らの責任も負いません。

(参考)リース、レンタル、割賦販売における管理者の一般的な考え方

一般的に、所有者と使用者が異なるケースは、第一種特定製品が、リースやレンタルで使用される場合が多いと考えられる。

以下に、①リース機器の場合、②レンタル機器の場合、③割賦販売の場合における、一般的な管理者の判断方法を示す。

表 8 リース契約、レンタル契約における管理者

一般的に、リース(ファイナンス・リース、オペレーティング・リース)による機器の保守・修繕の責務は、使用者側にあるとされているため、使用者が管理者にあたる場合が多いと考えられます。

一方、レンタルにおける物件の保守・修繕の責務は、一般的には所有者側にあるとされているため、所有者が管理者にあたる場合が多いと考えられます。

表 9 割賦販売における管理者

割賦販売における物件の保守・修繕の責務は、売買契約と同様と見なされることから、使用者側が管理者にあたる場合が多いと考えられます。

このほか、ビルや船舶などで、第一種特定製品が使用された機器等の運転・管理が他者に委ねられている場合においても、契約書等の書面において、保守・修繕の責任がどのように規定されているかによって判断が可能である。

また、区分所有や共有によりビルなどを共同所有している場合には、話し合い等を通じて管理者を1者に決める必要がある。

4. 第一種特定製品廃棄等実施者

法第41条 第一種特定製品の廃棄等を行おうとする第一種特定製品の管理者(以下「第一種特定製品廃棄等実施者」という。)は、主務省令で定めるところにより、第一種フロン類充填回収業者が当該第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合を除き、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類充填回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を引き渡さなければならない。

【概要】

第一種特定製品廃棄等実施者とは、第一種特定製品の廃棄等を実施する者をいう。

なお、法人として所有する機器については、当該法人が「廃棄等実施者」となる。

「第一種特定製品廃棄等実施者」として実施すべき措置の詳細については、別途作成する「第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き」を参照されたい。

【解説】

「廃棄等」とは

「廃棄等」とは、次の2つのことをいう。

- ① 機器そのものを廃棄すること
- ② 機器を「冷凍空調機器」として本来の目的では使用せず、当該機器の全部または一部を原材料(鉄や銅、アルミ等の再利用)や部品その他製品の一部として利用(再資源化)することを目的として、リサイクル業者等に有償もしくは無償で譲渡すること

なお、機器を中古品としてそのまま再利用(リユース)する場合は廃棄等に該当しない。この場合、第一種特定製品の譲渡先に製品と併せて点検記録簿を引き渡す必要がある。

5. 第一種特定製品整備者

(第一種フロン類充填回収業者等の責務)
法第6条 第一種フロン類充填回収業者、第二種フロン類回収業者(使用済自動車再資源化法第2条第12項に規定するフロン類回収業者をいう。第29条第1項第2号及び第71条第2項において同じ。)、第一種特定製品の整備を行う者(以下「第一種特定製品整備者」という。)、第一種フロン類再生業者、フロン類破壊業者その他特定製品又は特定製品に使用されるフロン類を取り扱う事業者は、第3条第項の指針に従い、その事業を行う場合において当該特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のために必要な措置を講じなければならない。

【概要】

「第一種特定製品整備者」とは、第一種特定製品の整備を行う者をいう。

整備者として実施すべき措置の詳細については、別途作成する「第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き」を参照されたい。

【解説】

(1) 第一種特定製品整備者に該当する場合

整備者には、設備施工、保守・修繕等の専門業者として機器の整備を行う者に加え、機器の所有者や使用者であって、自ら整備を行う者も含まれる。

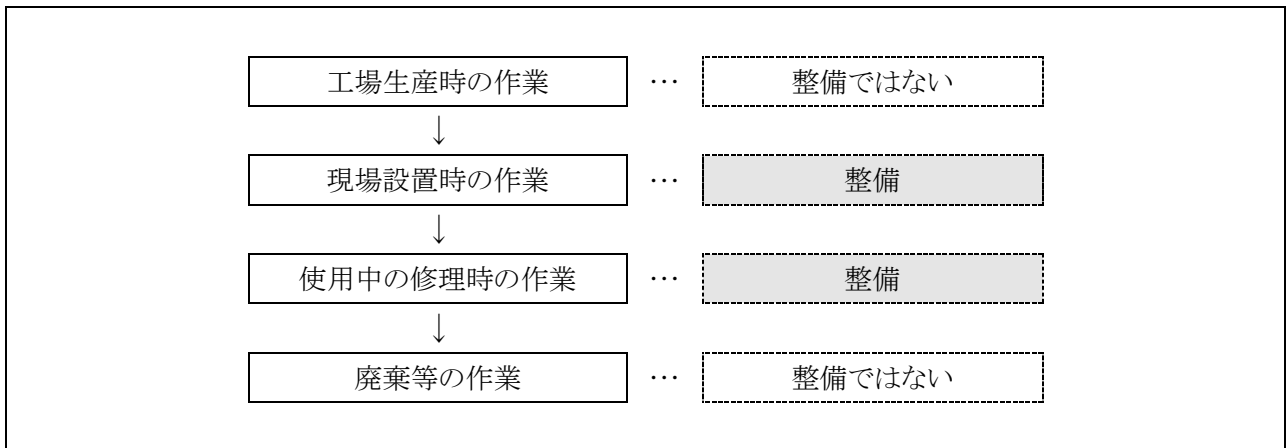
冷凍・冷蔵倉庫や食品工場の製造プロセスなどでは、第一種特定製品の管理者自らが機器の整備を実施しているケースが多いと考えられるが、これらの場合、当該管理者自身が「第一種特定製品整備者」となる。

整備者は、整備に際し、フロン類の充填又は回収が必要な時は、第一種特定製品へのフロン類の充填・回収の委託をする等の対応を取る必要がある。

(2)「整備」の範囲

機器の整備とは、機器の設置から廃棄前までに行われる設備施工、保守・修繕等の作業をいう。そのため、本法律が対象としている「整備時の充填」には、工場生産時の冷媒充填は含まれないが、現場設置時の機器・配管等への冷媒充填は含まれる。

表 1 整備の範囲



6. 第一種フロン類充填回収業者

法第2条

10 この法律において「第一種フロン類充填回収業」とは、第一種特定製品の整備が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填すること及び第一種特定製品の整備又は廃棄等が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収することを業として行うことをいい、「第一種フロン類充填回収業者」とは、第一種フロン類充填回収業を行うことについて第27条第1項の登録を受けた者をいう。

【概要】

「第一種フロン類充填回収業者(充填回収業者)」とは、第一種特定製品に、冷媒としてフロン類を充填・回収することを業として行う者として、都道府県知事の登録を受けた者をいう。

【解説】

「フロン類を充填すること及び(中略)フロン類を回収することを業として行うこと」とは、充填又は回収行為を反復・継続して行うことを指すものであり、充填又は回収を生業としているか否かや営利目的か否かを問うものではない。

第一種充填回収業者に関しては法に様々な規定があり、フロン類の管理の適正化において重要な役割を担

っている。「第一種フロン類充填回収業者」が講ずべき措置については第4章(p.47～)で詳述する。

7. 第一種フロン類引渡受託者

法第43条

4 第一種特定製品廃棄等実施者から第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しの委託を受けた者(当該委託に係るフロン類につき順次行われる第一種フロン類充填回収業者への引渡しの再委託を受けた者を含む。以下「第一種フロン類引渡受託者」という。)は、当該委託に係るフロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする場合(当該フロン類の引渡しに当たって当該フロン類に係る第一種特定製品を運搬する場合において、当該第一種特定製品の運搬のみを委託するときを除く。)には、あらかじめ、当該第一種特定製品廃棄等実施者に対して当該引渡しの再委託を受けようとする者の氏名又は名称及び住所を明らかにし、当該第一種特定製品廃棄等実施者から当該引渡しの再委託について承諾する旨を記載した書面(主務省令で定める事項が記載されているものに限る。)の交付を受けなければならない。この場合において、当該第一種特定製品廃棄等実施者又は当該第一種フロン類引渡受託者は、それぞれ、当該交付をした書面の写し又は当該交付を受けた書面を当該交付をした日又は当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

【概要】

「第一種フロン類引渡受託者(引渡受託者)」とは、第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を、廃棄等実施者からフロン類充填回収業者へ引渡しすることを委託された者をいう。他の引渡受託者から、充填回収業者への引渡しについて再委託を受けた者も含まれる。

【解説】

(1) 引渡受託者の例

具体的には、業務用冷凍空調機器の廃棄物としての処理や再生品としての譲渡を受けた、建物解体業者や廃棄物処理業者、再資源化事業者、金属スクラップ業者等が該当する。

(2) 引渡受託者の役割

引渡受託者は、発注者(廃棄等実施者)から「委託確認書」の交付を受け、充填回収業者(フロン類の引渡しを再委託する場合は再委託先)に回付する必要がある。フロン類の引渡しの再委託を行う場合は、あらかじめ発注者が再委託を承諾する旨の書面(再委託承諾書)の交付を受ける必要がある。委託確認書の写し及び再委託承諾書の保存期間は3年である。充填回収業者への引渡し、委託確認書の回付は速やかに行う必要がある(再委託の場合も同様)。委託確認書を発注者が交付してから30日(解体工事の場合は90日)以内に引取証明書が届かない場合や虚偽の記載があった場合は、廃棄等実施者から都道府県知事に報告される。

8. 特定解体工事元請業者

法第 42 条 建築物その他の工作物(当該建築物その他の工作物に第一種特定製品が設置されていないことが明らかなものを除く。以下この項及び第 92 条第 1 項において「解体工事」という。)の全部又は一部を解体する建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)を発注しようとする第一種特定製品の管理者(以下この条及び第 100 条第 1 項第 1 号において「特定解体工事発注者」という。)から直接当該解体工事を請け負おうとする建設業(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 2 項に規定する建設業をいう。)を営む者(以下「特定解体工事元請業者」という。)は、当該建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無について確認を行うとともに、当該特定解体工事発注者に対し、当該確認の結果について、主務省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該特定解体工事元請業者は、当該交付をした書面の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

2 前項の場合において、特定解体工事発注者は、特定解体工事元請業者が行う第一種特定製品の設置の有無についての確認に協力しなければならない。

【概要】

「特定解体工事元請業者」とは、建築物等(その建築物等に第一種特定製品が設置されていないことが明らかなものを除く。)の解体工事等の発注者(特定解体工事発注者)から直接その工事を請け負おうとする建設業者のことをいう。特定解体工事元請業者は、解体時にフロン類の大気放出がされないよう、法に規定する必要な措置を講じる必要がある。

【解説】

(1) 解体工事等の際に必要な取組

建築物の解体工事等(解体工事の定義については P91 を参照)の際には、建物内にフロン類が充填されたままの第一種特定製品が設置・存置されている場合があり、そのまま解体工事に着手すると機器中のフロン類が大気中に放出されるおそれがあるため、フロン類の回収が必要となる。法第 86 条の「みだり放出禁止規定」は全ての者に適用されるものであり、機器を工事作業者が重機などで破壊し、みだりにフロン類を放出させれば、罰則の対象となる。

(2) 特定解体工事元請業者の役割

特定解体工事元請業者は、解体工事、改修工事、建て替え、リフォーム工事等を受注する際には、フロン類が充填されている第一種特定製品の有無を事前に調査・確認し、発注者に書面(事前確認書)を交付して説明し(なお、発注者には、確認のために建物に入ることの許可や図面の提供等、当該調査・確認への協力義務がある。)、発注者に交付した事前確認書の写しを3年間保存しなくてはならない。(第一種特定製品がなかった場合もその旨の書面を交付・保存する必要がある。)

その確認の結果、フロン類の充填された機器が無いが、発注者が自ら又は第三者に委託して充填回収業者に依頼しフロン類の回収が行われた(フロン類の引渡しが行われた)場合には、特定解体工事元請業者にはフロン類の回収に関する義務はそれ以上発生しない。なお、解体工事に伴って第一種特定製品が排出される場合は、発注者(廃棄等実施者)から引取証明書の写しを入手して、当該第一種特定製品を処分業者(引取等実施者)に引き渡すときに交付する必要がある。

一方、その確認の結果、フロン類が充填された機器が有り、フロン類の回収(充填回収業者への引渡し)を含めて解体工事を請け負う場合には、7. に記述した「第一種フロン類引渡受託者」となり、発注者から「委託確認書」の交付を受ける必要がある。

9. 第一種特定製品引取等実施者

- 法第45条の2 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一種特定製品の解体その他の処分を目的とした引取り又はその全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的とした有償若しくは無償での譲受け(以下「引取り等」という。)を行おうとする者(以下「第一種特定製品引取等実施者」という。)に第一種特定製品を引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品引取等実施者に前条第一項又は第二項の規定により交付又は送付を受けた引取証明書の写しを交付しなければならない。ただし、当該第一種特定製品引取等実施者(第一種フロン類充填回収業者である者に限る。)に当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の引渡しを行う場合その他主務省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 第一種特定製品引取等実施者は、当該引取り等に係る第一種特定製品の処分を他人に再委託し、又は当該引取り等に係る第一種特定製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として他人に譲渡するときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者に当該第一種特定製品に係る引取証明書の写しを回付しなければならない。
 - 3 第一種特定製品引取等実施者は、前二項の規定による引取証明書の写しの交付又は回付を受けたときは、当該引取証明書の写しを当該交付又は回付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。
 - 4 何人も、第四十一条の規定により第一種フロン類充填回収業者が第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合又は第一項若しくは第二項の規定による引取証明書の写しの交付若しくは回付を受けた場合その他第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類が大気中に放出されるおそれがないものとして主務省令で定める場合のほか、第一種特定製品の引取り等を行ってはならない。

【概要】

「第一種特定製品引取等実施者(引取等実施者)」とは、第一種特定製品廃棄等実施者から、第一種特定製品の解体その他の処分を目的とした引取り又はその全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的とした有償若しくは無償での譲受け(以下「引取り等」という。)を行おうとする者のことをいう。引取等実施者は、法定の条件(後述)を満たしたものの以外の第一種特定製品の引取り等を行ってはならない。

【解説】

(1) 引取り等の際に必要な取組

フロン類が大気中に放出されるおそれがない一定の場合を除き、機器の引取り等を行ってはならず、引取り等を行った場合には各種書面の保存等が必要となる。

(2) 引取等実施者の役割

引取等実施者は、以下の場合にのみ第一種特定製品の引取り等を行うことができ、これに違反して引取り等を行った場合には罰則の対象となる。

- ①引取り等の際して、引取証明書の写しの交付若しくは回付を受けた場合(3年又は回付を行うまでのいずれか短い期間の当該引取証明書の写しの保存も必要)
- ②引取等実施者が第一種フロン類充填回収業者として回収依頼書の交付を受けた場合
- ③引取等実施者が第一種フロン類引渡受託者として委託確認書の交付を受けた場合
- ④引取り等の際して、確認証明書の写しが交付若しくは回付を受けた場合(3年又は回付を行うまでのいずれか短い期間の当該確認証明書の写しの保存も必要)

- ⑤非常災害の発生により災害廃棄物として排出された第一種特定製品を処理する場合その他都道府県知事がやむを得ない場合として認める場合であって、都道府県知事の認めるところにより、都道府県知事の認める者から第一種特定製品の引取り等を行う場合

引取り等を行った第一種特定製品の処分を他人に再委託し、又は当該引取り等に係る第一種特定製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として他人に譲渡するときは、以下に従って、当該第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者に当該第一種特定製品に係る引取証明書の写しを回付する必要がある。

- 第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者が二以上である場合にあっては、第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者ごとに回付すること。
- 第一種特定製品を第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者に引き渡す際に回付すること。
- 第一種特定製品の運搬、第一種特定製品の設置された建築物その他の工作物の解体工事その他第一種特定製品の第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者への引渡しを他人に委託する場合にあっては、当該引渡しの委託を受けた者を經由して、当該第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者に回付することができる。

10. その他の関係主体

フロン排出抑制法では、フロン類のライフサイクルの各段階の主体が規制の対象とされている。

(1) フロン類の製造業者等、指定製品の製造業者等

「フロン類の製造業者等」とは、フロン類の製造・輸入等を業として行う者をいう。また、「指定製品の製造業者等」とは、指定製品(第8章5. p.103 参照)の製造・輸入等を業として行う者をいう。

フロン類の製造・輸入量の削減やフロン類使用製品のノンフロン・低GWP化の促進等の取組が求められる。

(2) フロン類を運搬する事業者

フロン排出抑制法においては、フロン類の運搬基準の遵守等の規定が定められている(第3章3. (3). p.72 参照)。同規定は充填回収業者だけでなく、委託を受けて運搬のみを行う事業者にも適用される。

(3) 第一種フロン類再生業者

「第一種フロン類再生業者」とは、第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の再生を業として行う者として、国(環境大臣及び経済産業大臣)から許可を得た者をいう。

フロン回収・破壊法において、回収されたフロン類は、第一種フロン類回収業者から逆有償で引き取った者がみだりに放出することがないよう、原則として国の許可を得た破壊業者が破壊しなければならないとし、その他は第一種フロン類回収業者が自ら再利用すること等が例外的に認められていたのみであった。

しかし、適正性を担保する限りにおいてフロン類の再生を認めるという観点から、フロン排出抑制法において

は、再生について新たに業規制を導入し、国の許可業者や、一定の要件を満たす第一種フロン類充填回収業者は、フロン類の再生を行えることとした。

(4) フロン類破壊業者

「フロン類破壊業者」とは、第一種特定製品及び第二種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の破壊を業として行う者として、国(環境大臣及び経済産業大臣)から許可を得た者をいう。

図 2 フロン排出抑制法で位置づけられている各主体

